

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律			法令の番号	昭和32年法律第185号				
手続名	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可			根拠条項	第17条の2第1項				
審査基準	<p>第17条の2第1項の規定による商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可に係る審査基準は、「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第106号）の施行に伴う中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について（平成10年2月1日付け平成10・01・19企庁第3号）」のとおりとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間 標準経由期間	30日 日	目次 NO